

マイナンバーで困っていませんか?



マイナンバーの漏えい事件が相次ぎ、国民の不安は大きくなるばかりです。「役所や取引先から提出が求められる」「提出をこぼむ従業員に無理は言えない」「費用や実務負担も大変」…

そんな中小業者にとってマイナンバーは悩みのタネです。

住民へのメリットはほとんどないのに、中小業者の負担は増すばかり。結局、マイナンバーの維持や利用に関わるIT大企業などがもうけるだけです。

マイナンバーはプライバシーを侵害する憲法違反の制度です。民商・全商連は、マイナンバー制度の中止・廃止を求める署名に取り組んでいます。

改正「個人情報保護法」の対応を

改正個人情報保護法が5月30日に施行されました。取り扱う個人情報の数が5000人以下である事業者を保護法の適用除外としていた取り扱いが廃止され、個人情報を1件でも取り扱えば、「個人情報取扱事業者」とされることになりました。

マイナンバー、改正個人情報保護法の相談は民商へ

「番号なくても不利益ない」 各省庁の主な回答

金融庁・国税庁(2017年8月18日)

- NISA(ニーサ:少額貯蓄非課税制度)、障害者等のマル優(非課税貯蓄制度)の継続に個人番号の記載は必要ないし、罰則もない。

国税庁(2016年9月16日)

- 確定申告書に番号未記載でも受理する。番号を扱わないことで国税上の罰則や不利益はない。

厚生労働省(2016年9月16日)

- 労働保険の書類に番号の記載がなくても受理する。事務組合が番号を扱わないことで罰則や不利益はない。

内閣府(2016年1月28日)

- 「個人番号カード」の取得は強制ではない。取得せずとも不利益はない。従業員から番号提出を拒否された記録がなくても罰則はない。

全国商工団体連合会

〒171-0031 東京都豊島区目白2-36-13

TEL 03-3987-4391

FAX 03-3988-0820

<http://www.zenshoren.or.jp>

